様式第3号(第5条関係)

広告物等安全点検報告書

年　　月　　日

尾道市長　様

報告者(表示者等)

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(電話番号　　　　　　　　　)

次のとおり広告物等の安全点検を行ったので、報告します。なお、報告内容は事実に相違ありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※1点検者 | 住　所 |  |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　 　　（電話番号　　　　　　） |
| 資格名称 | □屋外広告士　□建築士　□電気工事士　□電気主任技術者　□その他市長が認めた者（点検技能講習修了者） |
| 許可番号 | 　　　　　　　　　　　　 第　 　　　　　号 |
| 点検年月日 | 　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 設置日 | 　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日（　　　年経過） |
| 広告物の種類 | □平看板　□広告塔　□壁面広告　□屋上広告　□突出し看板　□アーチ看板□幕広告　□その他（　　　　　　　　） |
| 区分 | 点 検 内 容 | 異常 | 異常の内容 | 処理 |
| 基礎 | １　上部構造の傾斜、ぐらつき | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ２　基礎のクラック、支柱と根巻との隙間、防水層の裂傷 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| 支持部 | １　鉄骨のさびの発生、塗装の老朽化 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ２　鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形、すきま | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ３　鉄骨接続部(ボルト・ナット)のゆるみ、欠落 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| 取付部 | １　アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ２　ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣　化 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ３　取付対象部(柱・壁・スラブ)取付部周辺の異常 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| 広告板・文字 | １　広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ２　広告板面・切り文字等の破損、変形、ビス等の欠落 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ３　枠組み部材の破損、ねじれ、広告板底部の腐食 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| 照明装置 | １　照明灯・ＬＥＤの不点灯、ネオン管の不発光 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ２　照明器具・ＬＥＤの取付部の破損、変形、さび、漏水 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ３　その他電気装置、配電部、配線等の異常　※2 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| その他 | １　避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷 | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| ２　その他点検した事項（　　　　　　　　　　） | 有 | 無 | 　 | 済 | 未 |
| 特記事項 |
| １　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４としてください。２　法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。３　※1、※2、その他この報告書の記載については、**「報告書の注意事項」**（裏面）をよく読んでください。 |

（裏面）

**報告書の注意事項**

点検と報告書の記載に際しては、次の事項に留意してください。

１　表面　※1点検者について

広告物又は掲出物件が次のいずれにも該当するとき、点検者は、資格を有する者でなければなりません。その場合は資格名称にチェック☑をしてください。

◎資格を有する者が点検すべき広告物又は掲出物件

（1）広告物の表示又は設置の日から起算して5年を経過したもの

（2）平看板、広告塔、アーチ看板、建物又は工作物を利用して表示し、又は掲出するもの（ただし、直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものを除きます。）

（3）広告物又は掲出物件自体の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるもの

２　表面　※2その他電気装置、配電部、配線等の異常について

具体的な点検項目は次のとおりです。

（1）ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良

（2）分電盤・電源配線経路の腐食、破損、漏電

（3）安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷

３　点検報告の時期

◎通常の点検：1年に1回の更新申請のとき

◎資格を有する者が点検するもの：設置から5年を経過した後に行う申請の時及び以降3年ごとの申請の時

４　点検実施時期

許可期間満了の日の3か月前から許可期間満了の日の前日まで

５　添付書類

（1）点検を実施した広告物の写真

（2）点検者が資格を有する場合は、その資格を証明する書面の写し

６　異常が明らかな場合

報告書により広告物の異常が明らかな場合には、条例の規定に基づき、当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。

７　虚偽報告

虚偽の報告により更新の許可を受けたことが明らかな場合には、条例の規定に基づき、その許可を取り消し、又は当該広告物の改修、除却等必要な措置を命ずる場合があります。